

市・県民税(個人住民税)の改正点

問/課税課 ☎463-2852~3

令和5年度からの主な改正点をお知らせします。詳しくは、右のコードをご確認ください。



住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が延長・見直しされます

- 住宅ローン控除の適用について、適用期限が4年間延長されました。対象となる方は、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方となります。
- 所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、控除可能額のうち所得税から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税(所得割)から控除する措置について見直しを行います。

令和4年以降に入居される方の住宅ローン控除

居住年	令和4・5年			令和6・7年		
住宅種類	認定住宅等(新築)	その他の新築住宅	中古(既存)住宅	認定住宅等(新築)	その他の新築住宅	中古(既存)住宅
控除期間	13年		10年	13年	10年	
控除額	①・②で、いずれか少ない額 ①住宅ローン控除可能額-所得税(マイナスの場合は0円) ②所得税の課税総所得金額等×5%(控除率) ※控除限度額は97,500円となります。					



非課税判定における未成年者の年齢が引き下げられます

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、個人住民税の課税、非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

※未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が45万円(※1)を超える場合には課税されます。

(※1)扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

未成年の対象年齢

年度	令和4年度まで	令和5年度から
対象年齢	20歳未満	18歳未満
対象の方の生年月日	平成14年(2002年)1月3日以降生まれ(令和4年度の場合)	平成17年(2005年)1月3日以降生まれ(令和5年度の場合)
非課税基準所得	合計所得135万円以下 (給与収入のみの場合は204万4千円未満)	



セルフメディケーション税制が延長されます

税制対象医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで、令和9年度まで適用期間が5年延長されました。